相続権　H05-13-3　≪#309≫

【問】 正誤をつけよ。

Aが、5,000万円相当の土地と[redacted]を残して死亡した。Aには、弟B、母C、配偶者D及びDとの間の子E・F・G並びにEの子Hがいる。E・F及びGが相続放棄をしたときは、B及びCが、Dとともに相続人となる。

☆法定相続
① 配偶者は常に
② 1 子 1/2
2 直系尊属 1/3
3 兄弟姉妹 1/4

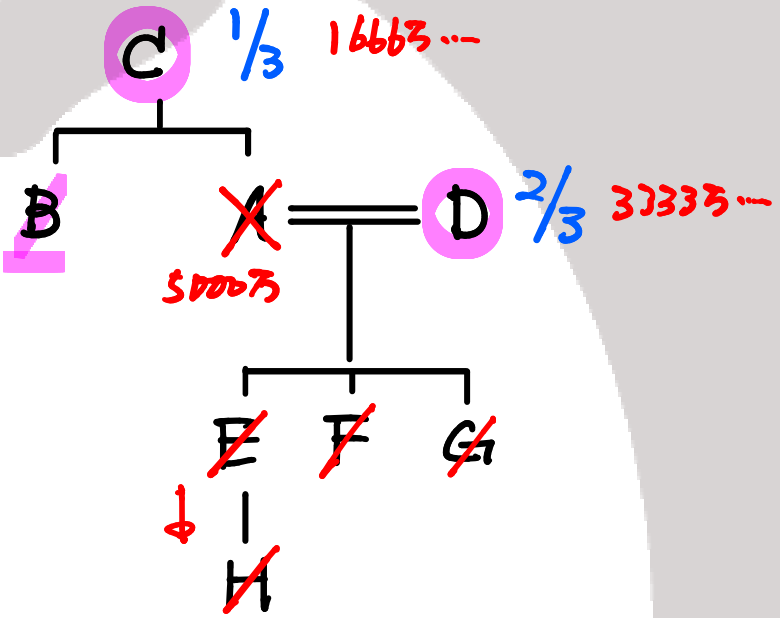

≪ポイント 1≫　子、直系尊属、兄弟姉妹の相続権

第 1 順位　子　1/2 ←→ 1/2　配偶者
第 2 順位　直系尊属　1/3 ←→ 2/3
第 3 順位　兄弟姉妹（民法 887 条、889 条参考）　1/4 ←→ 3/4

≪ポイント 2≫　配偶者の相続権

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、上記の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。（民法 890 条参考）

【答え】 誤り